

果樹産地活性化対策事業

果樹では、生産者の高齢化により栽培面積が減少しているが、未収益期間の発生等の理由から新規就農者の確保が、十分に進んでいない。

近年、県内では産地での園地流動化の話し合いを契機に大規模な基盤整備や新規就農者確保に向けた取組に発展している事例が出てきている。この動きを加速化させるため、将来に向けた産地での話し合いの促進や産地自体の活性化、就農者確保に向けた取組を支援する。

●支援の内容

(1) 産地活性化対策

- ①各産地における園地流動化や新規就農者確保に向けた話し合い等の取組に対する支援
- ②果実品質向上への取組に対する支援

(2) 産地担い手確保対策

- ①新規就農者向け園地整備
- ②**新規就農者等**への園地集積支援

●事業実施主体

- (1) ①② JA等の生産部会、農業者が組織する団体等
- (2) ① 農業者、農業者が組織する団体、農業協同組合等
- (2) ② 農業者、農業者が組織する団体、産地協議会等

●補助率

- (1) ① 1/2以内(補助金上限額 100千円/事業実施主体)
- ② 定額 または 定率1/3以内
- (2) ①② 定額

●支援期間 令和5年度～令和8年度

●補助金の流れ (1) 県→事業実施主体

(2) 県→市町又は産地協議会→事業実施主体

●書類の流れ (1) 事業実施主体→県

(2) 事業実施主体→市町又は産地協議会→県

新規就農者確保に向けたステップアップ

事業	取組
(1) ①	地域の将来像の策定、共有 ・園地の担い手への集積に向けた協議 ・新規就農者の確保に向けた協議、体制検討
(1) ②	産地の魅力向上、産地維持の機運醸成 ・高品質果実による地域ブランド力の向上
(2) ①	新規就農者の未収益期間短縮、優良園地の継承 ・新規就農者入植園の事前整備
②	・新規就農者への優良園地継承支援

〔期待される効果〕

- ・高品質果実の生産拡大により産地の維持・発展の機運が高まることにより、生産構造改善や新規者の確保の取組につながる。
- ・果樹の新規就農者に対し研修を行う園地や入植する園地を事前に準備することができ、また、新規就農者への継承を行う出し手に奨励金を交付することで、新規就農者の確保が期待できる。

申請締切 (1) 1回目: 4月上旬予定、2回目: 5月上旬予定

(2) 1回目: 7月、2回目: 11月予定

果樹産地活性化対策事業（詳細）

（１）産地活性化対策

●支援内容と補助率

①各産地における園地の流動化や新規就農者確保に向けた話合い等の取組に対する支援

（例）継承リストの作成、研修生受入れに向けた話合い、就農セミナーの開催、

団地化・流動化に向けたアンケートの実施 等

補助率：1/2以内（補助金上限額 100千円/事業実施主体）

②果実品質向上への取組に対する支援

〔温州みかんの場合〕

・土壌水分管理資材（10aあたり）

マルチのみ 50千円 マルチ+巻上装置 150千円

・シールディング・マルチの設置（10aあたり）

220千円（170千円※※）

※※土壌水分管理資材を設置しない場合の補助額

〔温州みかん以外の場合〕

・果実品質向上の取組に必要な資材

（例）果実品質向上のためのマルチ資材

補助率：1/3以内（補助金額上限額50千円/10a）

〔全品目共通：簡易灌水設備〕

・灌水チューブや貯水タンク等圃場に設置する資材

補助率：1/3以内（補助金額上限額110千円/10a）

※同一圃場における品質向上対策への取組に対する支援は事業期間中、1度のみとする。

※②に取組む場合、①の取組が必須

※当該事業の要件：取組3年目に園地継承リストの作成

令和5年度から取組を始めた、事業実施主体は、R7年度が作成期限

⇒単純に作成するだけでなく、リストの活用方法まで検討をしてください。

（２）産地担い手確保対策

●支援内容と補助率

①新規就農者向け園地整備

第三者が新規就農者の確保に必要な果樹園地を事前に整備するため、改植・新植や就農までの樹園地管理に要する経費に対し支援（改植・新植及び資材費は国庫の対象外の場合）

	補助単価（万円/10a）			合計 （万円/10a）
	改植（新植）	未収益期間支援		
		（資材費）	（労務費）	
かんきつ類	23（21）	22 （5.5万円 ×4カ年）	常緑果樹 24 （6万円 ×4カ年）	69（67）
根域制限栽培	111（108）		157（154）	
落葉果樹	17（15）		落葉果樹 48 （12万円 ×4カ年）	87（85）
ジョイント栽培（なし）	33（32）		103（102）	

②新規就農者等への園地集積支援

集落や生産部会等が策定した「果樹園地の継承計画」に基づき、園地が地域の新規就農者※に継承された場合、園地の出し手に園地集積協力を交付

・常緑果樹：5万円/10a

・落葉果樹：10万円/10a

（園地条件）品種や単収など一定基準を満たす優良園地であること
（産地の推奨品種、産地の平均単収以上等）

※（変更点）

・園地集積協力金（園地の出し手へ交付）の交付対象園地について、担い手に継承される園地から新規就農者に継承される園地に限定。
・特定の新規就農者が、当該事業を活用して継承される園地の上限面積を1haとする。